

定款に関する細則(Ver. 2)

一般社団法人 製剤機械技術学会

2019 年 11 月 18 日

責任者： 草井 章 サイン

(目次)

入会・退会の手続き

会費

役員候補者

委員会

表彰

公傷見舞金

慶弔

改廃

附則

別表1 委員会の名称等

(作成・改訂の記録)

改訂番号	承認日	承認者	作成・改訂者	作成・改訂内容 作成・改訂理由
001	2019.10.9.	草井 章	柘植 英哉	表題、学会費の改定。 4 委員会の追加。

(入会・退会の手続き)

第1条

本学会への入会及び退会は、別途定める「入退会規定」で示される手続きに従うものとする。

(会費)

第2条 定款第7条に定める会費(年)は、次の通りとする。

- (1) 事業体会員： 220,000円
- (2) 個人会員： 7,000円
- (3) 名誉会員： 0円
- (4) 学生会員： 3,000円

(役員候補者)

第3条 役員候補者は次の者とする。

- (1) 理事；本学会の業務に精通した者
- (2) 監事；本学会の業務に精通した者及び関係法令及び会計制度に精通した者
- (3) 評議員；本学会の業務を理解し助言を与えることができる者

(委員会)

第4条 委員会の名称等は別表1に定める。

2 本学会の目的の実現のため、理事会の補助機関として理事会の承認を得て、特別委員会、検討会を設置することが出来る。ただし、当該補助機関の目的が達成された場合には、理事会の承認を得て解散するものとする。

(表彰)

第5条 会長は本学会の目的の実現に功績のあった者について表彰することができる。

(公傷見舞金)

第6条 会長は必要と認めるとき見舞金を支給することができる。

(慶弔)

第7条 会長は必要と認めるとき慶弔を行うことができる。

(改廃)

第8条 定款第12条に定める事項を除き、本細則の改廃は理事会において行うことができる。

附則

1. 本細則は、平成 29 年 6 月 16 日から施行する。
2. 2020 年 4 月 1 日改定。

別表 1 委員会の名称等

委員会名	備考
大会実行委員会	
講演会実行委員会	
シンポジウム実行委員会	
仲井賞選考委員会	
会誌編集委員会	
技術研究論文審査委員会	
教育委員会	
工場見学委員会	
ホームページ委員会	
GMP 委員会	
PAT 委員会	
国際委員会	
トレーサビリティ委員会	
連続生産委員会	
無菌製剤委員会	
30 周年ハンドブック編集委員会	2020 年度まで
30 年史編集委員会	2020 年度まで